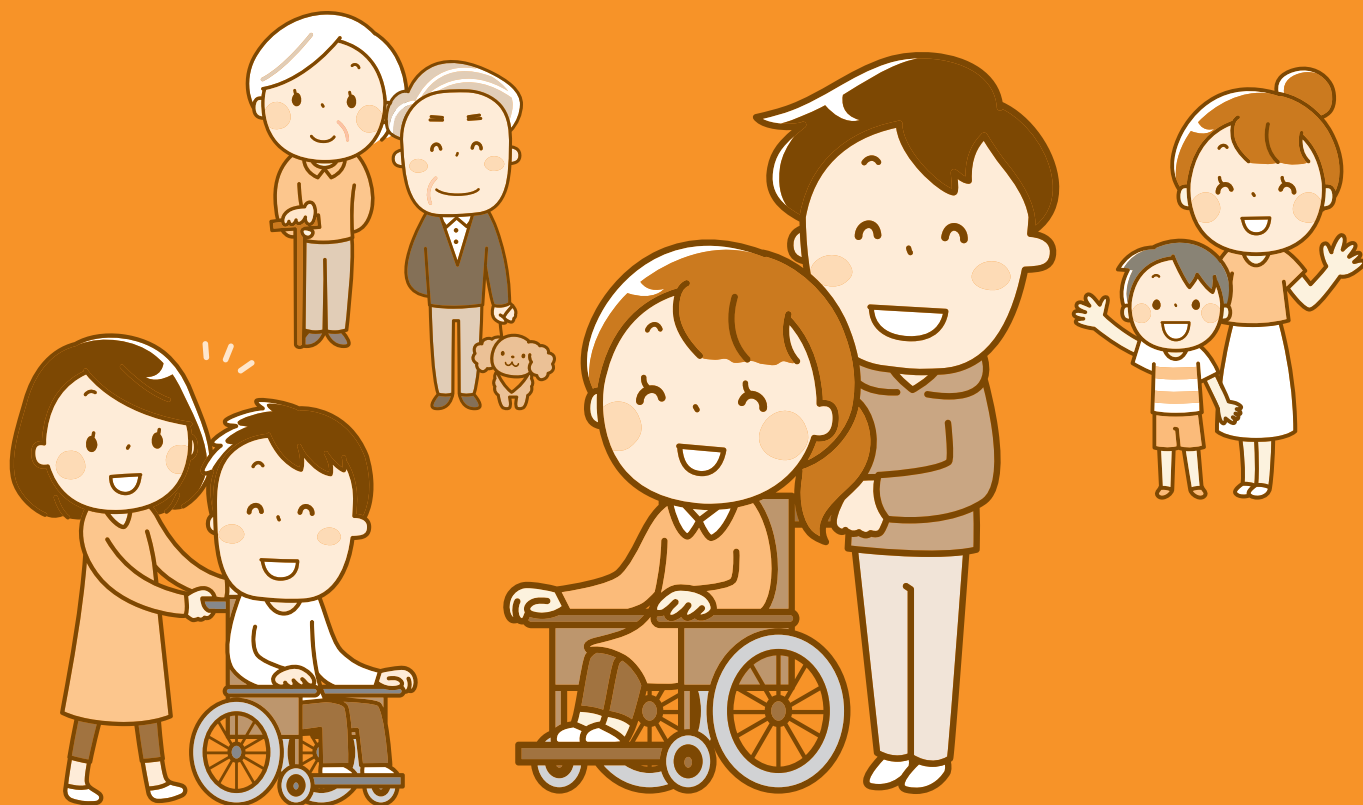
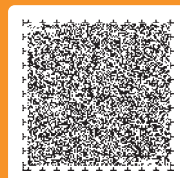


だい じ はつ か いち し しょう しゃ けい かく 第4次 廿日市市 障がい者計画

がい よう ばん
概要版



れいわ ねん がつ
令和7(2025)年3月
はつ か いち し
廿日市市



1. 計画策定の趣旨

本市においては、平成27(2015)年3月に、障害者基本法に基づく「第3次廿日市市障がい者計画」を策定し、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現を目指し、障がい者施策に取り組んできました。

また、国の法改正等の動向に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障がい者の実態やニーズに即した障害者施策を更に総合的・計画的に推進していくため、「第4次廿日市市障がい者計画」を策定します。

2. 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する基本的な計画です。

なお、本計画の策定に当たっては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえることとします。

3. 計画の対象

本計画では、障害者基本法に基づき、対象とする障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者を含む。)、難病の人などとしています。

また、障がい児に関わる内容については、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む。))及び難病の児童を対象としています。

4. 計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間の計画です。

ただし、国の障害者政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3次廿日市市障がい者計画				第4次廿日市市障がい者計画				
第6期廿日市市障がい福祉計画			第7期廿日市市障がい福祉計画					
第2期廿日市市障がい児福祉計画			第3期廿日市市障がい児福祉計画					

※本計画においては、第3次廿日市市障がい者計画に引き続き、「障害」という表現については、法律名や事業名等を除き、可能な限りひらがな表記にしています。

5. 計画の基本構想

(1) 基本理念

全ての市民が、障がいのあるなしにかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

(2) 基本目標



(3) 評価指標(総括)

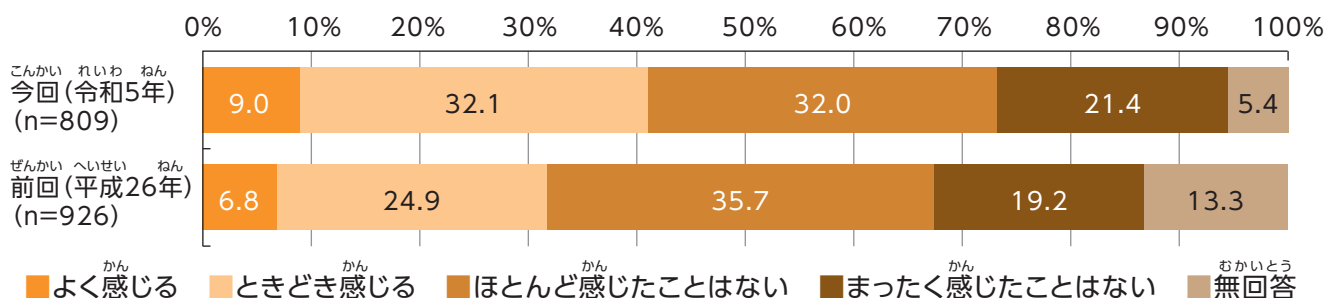
障がい者施策全体の進捗状況を測るため、次のとおり評価指標(総括)を設定します。

指標名	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
障がいのある人に対するアンケートで、「日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる」と回答した人の割合	41.1%	20.0%

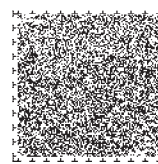
<アンケート調査結果>

● 日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるときがありますか

日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるときがありますか。という問いについては、「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計では9.4%の増加となっています。



※障がいのある人対象の調査結果より



6. 施策の体系

基本目標を達成するために、施策の体系を以下のとおり定めます。

分野	施策
1. 理解の促進と権利擁護【人権】	(1) 障がいの理解 (2) 権利の擁護と差別の解消
2. 生きがいを持った暮らし 【療育・教育・就労・情報・スポーツ・文化】	(1) 療育の推進 (2) 障がいのある児童・生徒の健全な成長 (3) 就労支援、働く環境づくり (4) わかりやすい情報発信手段の充実 (5) 仲間づくり・社会参加・スポーツ・文化
3. 生き生きと暮らせる環境【保健・医療】	(1) 障がいへの早期対応 (2) 保健・医療・リハビリテーション
4. 地域生活の支援【サービス・相談】	(1) 福祉サービス等の充実 (2) 相談支援体制の充実 (3) 充実した地域生活
5. 安心して暮らせる社会 【バリアフリー・安全・協働】	(1) 福祉のまちづくり (2) 災害、感染症対策の強化 (3) 福祉用具等の充実

7. 施策の展開

1. 理解の促進と権利擁護【人権】

【基本的な方針】

- ▶ 情報発信をより一層充実させ、障がいの理解を推進するとともに、障がい者が情報取得する手段及び意思疎通の手段の充実に努めます。
- ▶ 不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、理解を深めるための情報発信を行うとともに、成年後見制度等の権利擁護の取組を進めます。

■ (1) 障がいの理解の目指す方向性

学校教育や地域づくりの場面の中に、障がいについて学び、交流できる機会を増やします。理解を深めることで、差別をしない、許さない市民意識の醸成と障害者差別解消法に基づく取組を推進します。

■ (2) 権利の擁護と差別の解消の目指す方向性

障がいのある人の主体性を確保するため福祉サービス利用援助事業「かけはし」の活用と推進と利用しやすい体制づくりと障がい者虐待の未然防止に取り組みます。

障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合は、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をするよう働きかけます。

「1.理解の促進と権利擁護」の評価指標

しひょうめい 指標名	たんい 単位	きじゅんち 基準値	れいわ 令和5年度	ねんど 令和11年度
しゅわ げんごおよ 「手話言語及びコミュニケーション条例」に関する出前講座 かいさい かいすう を開催した回数	かい ねん 回／年	4	6	
しみんこうけんになんようせいけんしゅう じゅこうしゃすう るいせき 市民後見人養成研修の受講者数(累積)	にん 人	0	30	
でまえこうざ も ぎ せんきょ かいさい かいすう 出前講座で模擬選挙を開催した回数	かい ねん 回／年	1	1	

2. 生きがいを持った暮らし【療育・教育・就労・情報・スポーツ・文化】

【基本的な方針】

- ▶ 多様化する障がいの状況等に対応します。
- ▶ 支援が必要な子どもたち一人一人に寄り添いながら、支援体制の充実並びに人材・指導者の育成に取り組みます。
- ▶ 障がい者を積極的に採用するとともに、全庁的に優先調達の推進に取り組みます。
- ▶ 関係機関と連携し、就労機会拡大のための取組を進めます。
- ▶ 地域の情報を周知し、催しやまちづくりへの参加を促進します。
- ▶ 生涯にわたる学びや文化・スポーツ活動の場を確保し、主体的な人間形成を支援します。

■(1)療育の推進の目指す方向性

障がいのある児童に地域の療育体制を整備、保護者の負担の軽減等を図り、療育や保育の充実を図ります。

■(2)障がいのある児童・生徒の健やかな成長の目指す方向性

障がいのある児童・生徒が自分らしく成長していくことができるよう、保育・教育・相談体制等の充実に努めます。

■(3)就労支援、働く環境づくりの目指す方向性

障がいの特性や職種に応じた適切な訓練を受ける場や職業能力を身につける場へ結びつける支援や、外出やコミュニケーション等の能力を高める支援を進めます。

能力や適性に合った職業を紹介できるよう、ハローワークや商工会議所等と密に連携を図りながら、雇用機会の拡大に努めます。

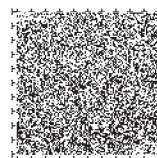
■(4)わかりやすい情報発信手段の充実の目指す方向性

ニーズに対応した情報提供やコミュニケーション手段を確保することにより、自立・社会参加を支援するとともに、情報格差が生じないような施策を推進します。

■(5)仲間づくり・社会参加・スポーツ・文化の目指す方向性

障がいのある人が気軽に楽しめるスポーツ、文化活動の普及・啓発に努めます。

障がいのある人が気軽にスポーツ・文化活動に参加するための移動支援を含めた取組を行います。



「2.生きがいを持った暮らし」の評価指標

指標名	単位	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
福祉施設からの一般就労移行者数	人／年	20	25
スポーツ体験会の参加者数	人／月	15	25
意思疎通支援者の登録者数(累積)	人	47	50

3. 生き生きと暮らせる環境【保健・医療】

【基本的な方針】

- ▶ 障がいの早期発見・早期対応に努めます。
- ▶ 障がいのある人が地域で暮らしやすい環境や医療を受けやすい体制の整備に努めます。

■(1) 障がいへの早期対応の目指す方向性

関係機関が連携しながら、健康診査や健診後フォロー、訪問指導、正しい知識の普及啓発、相談体制の充実など、障がいへの早期発見・早期対応に努めます。

■(2) 保健・医療・リハビリテーションの目指す方向性

関係機関が密に連携しながら、必要な対応を受けられる体制の整備を促進します。また、退院して、在宅生活を送ることのできる環境づくりを支援します。

かかりつけ医を持つことや健康診査の受診支援を進めるとともに、医療を受けやすい体制の整備に努めます。

「3.生き生きと暮らせる環境」の評価指標

指標名	単位	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
医師会、歯科医師会との意見交換の場の回数	回／年	1	1

4. 地域生活の支援【サービス・相談】

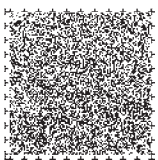
【基本的な方針】

- ▶ 適切な福祉サービスが利用できる地域づくりを進めます。
- ▶ 障がいの特性に配慮した安心・安全な住まいの確保に努めます。
- ▶ 総合的な相談支援ができるように体制の充実を図ります。
- ▶ サービスを提供する人材の確保・育成に努めます。

■(1) 福祉サービス等の充実の目指す方向性

障がいの種別にかかわらず利用できる障がいのある人の福祉サービスの充実に努めると同時に、介護者の負担軽減も図っていきます。

また、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していけるように努めます。



そうだん しえん たいせい じゅうじつ め ざ ほうこうせい **■(2) 相談支援体制の充実の目指す方向性**

ぎょうせい ちいき かんけい きかんとう れんけい そうごうてき そうだん しえん たいせい じゅうじつ はか
行政や地域の関係機関等が連携し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、質の高いサービスを提供するため、障がい者ケアマネジメント体制の整備や人材の育成
に努めます。

じゅうじつ ちいき せいかつ め ざ ほうこうせい **■(3) 充実した地域生活の目指す方向性**

しょう ひと あんてい せいかつ おく ひつよう しえん おこな
障がいのある人が安定した生活を送るために必要な支援を行います。

介護者の負担を軽減できるよう、一時的な預かりや救急時等の対応に努めます。また、介護者の
支援体制の構築に努めます。

ちいき せいかつ しえん ひょうかしひょう **「4. 地域生活の支援」の評価指標**

しひょうめい 指標名	たんい 単位	きじゅんち 基準値	れいわ ねんど 令和5年度	もくひょうち 目標値	れいわ ねんど 令和11年度
ちいきせいかつ しえん きんきゅうじうけいれとうじぎょう とうろくしゃすう 地域生活支援システム緊急時受入等事業の登録者数	にん 人	31		80	
しょう ふくし そうだん にんちど 障がい福祉相談センターきらりあの認知度	%	43.8		60.0	

あんしん く しゃかい あんぜん きやうどう **5. 安心して暮らせる社会【バリアフリー・安全・協働】**

きほんてき ほうしん **【基本的な方針】**

- こうきょうしせつ およ こうきょうこうつう きかん どうろ とう か すいしん
公共施設及び公共交通機関や道路等のバリアフリー化を推進します。
- ちいき じりつ せいかつ しゃかいさんか いどうしゅだん じゅうじつ つと
地域で自立して生活をしていくため、社会参加のための移動手段の充実に努めます。
- さいがいとう きんきゅうじ しょう しゃ あんぜんかくほ はか
災害等緊急時における障がい者の安全確保を図ります。
- ちいき く いくせいとう ひつよう じゅうみん りよく きやうか つと
地域で暮らしていくために、ボランティアの育成等必要な住民サポート力の強化に努めます。

ふくし め ざ ほうこうせい **■(1) 福祉のまちづくりの目指す方向性**

ボランティア活動の促進等により地域福祉活動を進めながら、障がいのある人を支える地域の
ネットワーク体制づくりを目指します。

全ての人が安心して外出し、社会参加できるよう、生活空間のユニバーサルデザイン化を図り
ます。

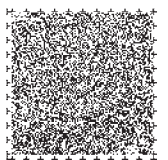
さいがい かんせんしやうたいさく きやうか め ざ ほうこうせい **■(2) 災害、感染症対策の強化の目指す方向性**

災害時に安全に避難できるような体制を整備するとともに、障がいのある人をはじめ全ての市
民に対して防災意識の向上を図ります。

感染症の予防及びまん延防止のための対策について、定期的に研修や訓練を実施することで、
不測の事態に、適切な対応を行うことができる準備を、運営指導の場を通じて指導していきます。

ふくし ようぐ とう じゅうじつ め ざ ほうこうせい **■(3) 福祉用具等の充実の目指す方向性**

障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、補装具や日常生活用具の給付を行いま
す。



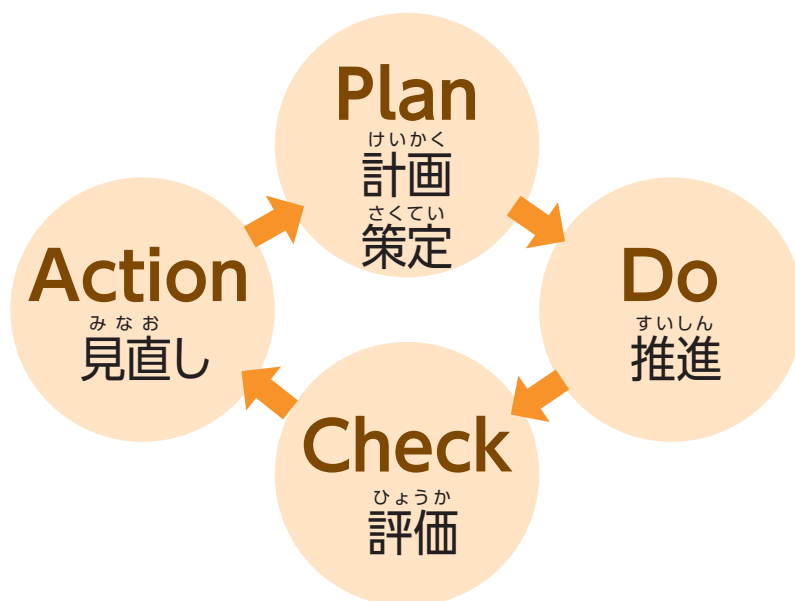
「5.安心して暮らせる社会」の評価指標

指標名	単位	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
手話奉仕員養成講座の受講者数	人／年	47	50
福祉避難所の開設訓練の回数	回／年	0	1
福祉専門職が関わる個別避難計画の作成者数(累積)	人	5	20

8.計画の進捗管理、評価、見直し

本計画は、廿日市市保健福祉審議会障がい福祉専門部会とはつかいち福祉ねっとにおいて、PDCAサイクルに基づいた進捗管理、評価、見直しを行っていきます。

アンケート調査等を行うなど、施策を実施する側だけでなく、障がい者本人やその家族等の課題解決の観点で評価ができる仕組みを検討していきます。



第4次廿日市市障がい者計画 【概要版】

発行年月:令和7(2025)年3月

発行:広島県廿日市市

編集:廿日市市健康福祉部障害福祉課

〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号

TEL:(0829) 30-9152 FAX:(0829) 20-1611

